令和8年 7月定例

教育委員会会議 議事録

令和8年(2026年)7月9日

吹田市教育委員会

令和8年7月定例教育委員会会議

開催日時	令和8年（2026年）7月9日 15 時 30 分～16 時 20 分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教　育　長　　大江 慶博 教育長職務代理者　　安達 友基子 委　　員　　福田 知弘 委　　員　　和田 光代 委　　員　　谷池 雅子 委　　員　　杉本 貴志
出席説明員	学 校 教 育 部 長　大山 達也 地 域 教 育 部 長　二宮 清之 教　　育　　監　植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務　宮崎 直子 学校教育部次長学校教育室長兼務　木谷 美香 教育未来創生室長　薬師川 晃 保 健 給 食 室 長　堀 みどり 教育センター所長　須藤 渉 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務　堀 哲郎 青　少　年　室　長　国本 光弘 教 育 総 務 室 主 幹　長尾 和樹 学校教育室主幹・指導主事　川添 龍次 まなびの支援課主幹　金塲 昭一郎 文 化 財 保 護 課 長　關 尚子 博　　館　　館　　長　高橋 真希 青少年クリエイティブセンター館長　曽我 明史 青少年クリエイティブセンター館長代理　西口 拓

議事日程

第1　報告第15号　吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
第2　報告第16号　吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について
第3　報告第17号　吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について
第4　議案第31号　吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について
第5　議案第32号　吹田市立博物館協議会委員の解嘱について
第6　議案第33号　吹田市立博物館協議会委員の委嘱について
第7　議案第34号　吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第8　議案第35号　吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の採択について
第9　議案第36号　吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について
第10　議案第37号　吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の採択について
第11　議案第38号　吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について
第12　教育長報告

議事内容

〇大江慶博教育長

ただいまから７月定例教育委員会会議を開会します。署名委員に杉本委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

〇宮崎直子学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は 10 席で、現在の傍聴希望者数は１名でございます。

〇大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は 10 名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は 10 名まで許可します。

傍聴者の入室を許可いたします。

－　傍聴者入室、着席　－

〇大江慶博教育長

次に、本日の日程第１、報告第 15 号から日程第６、議案第 33 号については人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第５条第１項の規定により、秘密会といたします。

加えて、議事運営を効率的に行うため、日程第１、報告第 15 号から日程第６、議案第 33 号を、日程第 12「教育長報告」の後に行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第１、報告第 15 号から日程第６、議案第 33 号を秘密会とすること及び議事順序の変更を行うことを決定いたします。

では、議事に入ります。

日程第７、議案第 34 号「吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

〇金塲昭一郎まなびの支援課主幹

日程第７、議案第 34 号「吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書の 25 ページを御覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定に基づき、吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、その可否についての採決を行うものでございます。

議案書の 29 ページをお願いいたします。

本案は、吹田市岸二地区公民館が、大規模改修工事に伴い令和８年 11 月１日から令和 10 年１月 31 日まで休館することから、令和８年３月 17 日に制定された公の施設の大規模改修に伴う条例等の改正基準に基づき、休館期間を定める規則改正を行うものでございます。

施行日は、公民館が利用日の３か月前から予約できることから、休館になる３か月前の令和８年８月１日としております。

今後のスケジュールとしましては、令和８年８月に改正後の吹田市公民館条例施行規則施行後、同年 11 月から休館いたします。

同年 12 月に物品の搬出を行い、令和９年１月から同年 11 月まで大規模改修工事を実施します。その後、物品の搬入等を行い、令和 10 年２月に供用開始する予定となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇大江慶博教育長

それでは、この件について、御質問、御意見ございませんか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第 34 号「吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第８、議案第 35 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事

議案第 35 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の採択について」の御説明を申し上げます。

本案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、議案書 33 ページのとおり、令和８年度と同一の教科用図書を採択することについて御承認いただくものです。

机上にございます令和９年度使用教科用図書採択に係る資料の、資料１「基本事項」にも記載されているように、教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条により、政令で定める期間（４年間）は、同一の教科用図書を採択することとなっており、小学校の教科用図書は本年度採択替えの年に当たらないことから、令和９年度は、令和８年度と同一の教科用図書を採択するものでございます。

なお、今年度実施されました教科書展示会において事務局にいただきました御意見は０件でございますので、資料３「意見書」は表紙のみとなっております。

〇大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について、御質問、御意見ございませんか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第 35 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の採択について」を承認します。

次に、日程第９、議案第 36 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事

議案第 36 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について」の御説明を申し上げます。

資料２にもありますように、吹田市におきましては、従来より、障がいのある児童の社会参加や自立を実現させる観点に立ち、可能な限り全ての児童が、共に学び、共に育つよう配慮しており、支援学級に在籍する児童も、通常学級の児童と同じ教科用図書を採択し、学校教育法附則第９条に規定される教科用図書については別途採択しておりません。

しかしながら、小学校に在籍する児童のうち、弱視児童については、学校教育法附則第９条に基づき、令和９年度使用教科用図書として採択された発行者の教科用図書を拡大した「拡大教科書」を採択することが望ましいため、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について、御質

問、御意見ございませんか。
　では、この件を承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長
　異議なしと認め、議案第 36 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について」を承認いたします。
　次に、日程第 10、議案第 37 号「吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の採択について」を議題とします。
　事務局の説明を求めます。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事
　議案第 37 号「吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の採択について」の御説明を申し上げます。
　先ほどの、議案第 35 号「吹田市令和９年度使用教科用図書小学校用の採択について」でもお示ししましたように、令和９年度使用教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第１項の規定により、令和８年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければなりません。
　従いまして、中学校用につきましても、令和８年度使用教科用図書と同一の教科書を採択することについて御承認いただくものでございます。

〇大江慶博教育長
　では、この件について、御質問、御意見ございませんか。
　１点確認ですが、これについても、意見書はなかったという理解でよろしいですか。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事
　意見書については、小学校、中学校、共に０件でございます。

〇大江慶博教育長
　わかりました。
　では、この件を承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長
　異議なしと認め、議案第 37 号「吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の採択について」を承認いたします。
　次に、日程第 11、議案第 38 号「吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について」を議題とします。
　事務局の説明を求めます。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事
　議案第 38 号「吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について」の御説明を申し上げます。
　本議案につきましては、先ほど、議案第 36 号で御説明いたしました小学校用と同内容の趣旨でございます。
　従いまして、中学校用につきましても、学校教育法附則第９条に基づき、令和９年度使用教科用図書として採択された発行者の教科用図書を拡大した「拡大教科書」を採択することが望ましいと考えますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇大江慶博教育長
　では、この件について、御質問、御意見ございませんか。
　では、この件を承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第 38 号「吹田市令和９年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第９条に規定される教科用図書の採択について」を承認します。

次に、日程第 12、教育長報告「各部からの報告事項について」を議題とします。

まずは、教育監から報告をお願いします。

〇植田聡教育監

デジタル教科書に関する報告をさせていただきます。

議案書 45 ページ､46 ページを御覧ください。

紙とデジタルそれぞれの良さを生かした教科書作成を可能とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が、６月 10 日、参議院本会議で可決され、成立しましたので、今回は改正内容について御説明させていただきます。

今回の改正は、デジタル化自体を目的とするものではなく、デジタルの良さを取り入れ、児童・生徒の教育の充実を図ることが目的とされています。

これまで紙媒体に限定されていた教科用図書の規定を改め、デジタルな形態を含み得るよう、紙媒体、紙媒体＋デジタル、デジタル、この３つの形態のいずれも「教科書」と規定するものです。

今後のスケジュールですけれども、次期学習指導要領が全面実施となる令和 12 年度から使用する小学校の教科書につきましては、前年の令和 11 年度にデジタルを含んだ教科書から採択事務をすることが想定されます。中学校では、１年遅れとなります。

46 ページの（４）「子供たちの学びの変化」を御覧ください。

これまで、紙かデジタルか、今後の教科書の在り方については様々な議論が交わされていますが、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入により、例えば、英語のネイティブ音声や理科の実験動画を掲載したり、算数・数学で図形やグラフを画面上で動かして視覚的に理解したりすることで、児童・生徒にとって、より内容理解がしやすくなることに加え、理解度や学習進度に合わせて動画や音声・アニメーション等を使い、学習することが可能になります。

今後、学習指導要領の改訂、教科書のデジタル化など、授業を取り巻く環境が大きく変わろうとしており、本市におきましても、ICT 機器を用いた授業での効果的な活用技術を研究し、引き続き、国の動向を注視しながら、紙の教科書とデジタルの教科書のそれぞれの良さを検討した上で、児童・生徒の豊かな学びのために最適な教科書の採択をしていくため、現在準備を進めているところです。

〇大江慶博教育長

説明が終わりました。何か御質問があれば、お受けしたいと思います。

〇谷池雅子委員

デジタル教科書が選択・選定されたら、紙教科書はなくなるんでしょうか。それとも、併用でしょうか。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事

デジタルか紙かという選択に加え、ハイブリッドという形も可能と聞いています。

採択の中で、紙だけを選ぶこともちろんできますし、デジタルだけを選ぶこともできますし、紙の教科書の中で必要な部分だけデジタルになっているようなハイブリッドの形というものも用意されるというふうに聞いております。その中から、市の中でその教科に応じて選んでいくというようなことが、今、想定されております。

〇谷池雅子委員

といいますと、教科書の選定は、要するに、これまでの３倍になるということですか。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事

おっしゃるとおり、選択肢が単純に３倍とい

うことにはなっております。

もちろん、紙とデジタルと同じものではないので、その効果も含めて、またハイブリッドとなると、情報量がかなり多くなるところなどが各自治体からも、実現可能な期間とかそういったことについて、いろいろ議論が今出ているところですので、そのあたりを注視しながら考えていきたいと思っております。

〇大江慶博教育長

その点について、１点補足します。

先日、全国市町村教育委員会連合会に出席をした際の文部科学省の教科書課長からのお話を少し整理すると、単に今までは、教科書と言ったら紙の教科書だけだったんですね、日本で認めているのは。紙の教科書に QR コードが付いていて端末で見たら情報が見られるというのがあったんですけど、あれは全部教材扱いだったんです。今後は、そういった QR コードが付いているものも教科書の一部として扱われるというところが、まず一つ違います。

今説明があったように、３種類を、今後はデジタルも含めて教科書として認めるんですけど、教科書会社側からすると、３つもつくるというのは非常に費用がかかるということもありますので、ある程度、国が指針という形で、こういったようなものがいいんじゃないかというものを示す。多分、その示されたところは、ずっと焦点化をされたようなものになるんじゃないかなと思います。

その結果、教科書会社が３種類ともつくるかどうかということを判断されるとは思うんですけれども。今の流れから言うと、どの教科書会社も、教科すべて３種類つくっていくというのは、ちょっと考えにくいんじゃないかなというお話も一部ありました。

ただ、その方針がまだ定まったわけではないので、今の時点では、可能性としては、３種類用意されるという可能性はゼロではないということでした。我々としては、絞ってほしいなというのが正直なところです。

〇谷池雅子委員

吹田市として、例えば、英語はデジタルで、数学がハイブリッドで、社会はやっぱり紙ですかね、さすがに。という感じで、混在して教科書が選定される。そうなる確率が高いということですか。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事

今、示されているもので言いますと、教科ごとにデジタル・ハイブリッド・紙というものを選ぶことが可能ですので、この教科はハイブリッドでとか、今、示されているものでは可能ということになっております。

あと、学年に関しても、それぞれ選ぶことは可能か、今の方針になると選択肢がとても増えますので、そのあたり整理されていくのかどうかということを注視していきたいと考えております。

〇大江慶博教育長

他に御意見ありますか。

〇杉本貴志委員

デジタルの教科書というのが、いま一つイメージが湧かないので質問いたします。

我々が知っているデジタルデータは、この機械で見るときと、この機械で見るときとでは、違って見えることがありますけれども、デジタル教科書という場合は、見る端末まで指定されて採択しなければいけないのか。単にデータだけが示されて、それで、各地域で判断しろというふうなことになるのか。どちらなのでしょうか。

〇川添龍次学校教育室主幹・指導主事

使用端末について、大きさであったりとか、タブレット型なのかノートパソコン型なのか、そういったことで、見え方が変わる可能性はございますが、例えば、今はクラウド上にあるものをこちらでインターネットを介して取りにいくようなもので、それによって端末による見

え方がどうなるかというのも、教科書発行者が出してくるまでは分かりかねる部分ではあります。紙のものがそのままデジタルになるものではないというか、ページがPDFになって、デジタルになったら、紙がそのままというものではなく、ページ割というか、どこに表があったら見やすいかということも紙とデジタルでは違うかと思いますので、そういったことは、デジタルのものと紙のものとが、同じページを開けたら同じものがあるというものではないというところは聞いております。

今、発行者がいろいろ工夫しているところですので、この後、これが推奨されますみたいなことが出てくるのか来ないのか、端末においても「推奨されるのがこれです」というのが出るのか出ないのかということも、ちょっと今のところの情報としては分からないというのが正直なところです。

○杉本貴志委員

そうなると、恐らく、吹田市ではどういう端末が普及しているかということを勘案した上で、吹田市教育委員会としてデジタル教科書を判断しなければいけないという理解でよろしいでしょうか。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事

委員のおっしゃるとおりでございます。

○大江慶博教育長

他はよろしいですか。

○植田聡教育監

これに関しては、まだまだ国からもきちんとしたものが下りてきていません。この教科書採択に関しましては、委員さんのほうにもいろいろと検討してもらわないといけないこともありますので、お話しできるタイミング、いろいろ下りてきたタイミングで、またこういう場を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○谷池雅子委員

前回の教科書採択のときに、一応、デジタル教科書が付いてるものもありましたから、一通りざっと見てみました。その結果、フォントが大きくなるとか読み上げをゆっくりするとかいろんな機能が付いていることがわかりました。それが恐らくもっともっと充実して整備されると思うのですが。

デジタル教科書は、支援が必要な子には、とってもいいんですよね。先ほど言っていました「拡大教科書」とかいうのが、ひょっとしたら不要になるかもみたいなところもありますので。その辺を整理して、選びやすいような形で提示されたらどうかなと思います。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事

御意見ありがとうございます。

今までの採択では、やはり紙をということで、デジタル教材として教科書に付随していたものも、もちろん見てはいるんですけれども、やはり紙のものを中心に調査員のほうも頑張って調査をしていたところですが、そういった観点も含めて今後は大きく変わりますので、どういった視点で見ていくのかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○大江慶博教育長

他に、よろしいですか。

ちなみに、採択年度は、何年度でしたか。

○川添龍次学校教育室主幹・指導主事

採択は、令和11年度になる予定です。次期学習指導要領が本格実施の前の年というのが、今のところ示されているスケジュールになるかなと思っております。

○大江慶博教育長

その前年度が教科書会社の選定の年度になるので。その頃には、先ほど言ってました３種類とも全部、どの教科書会社もつくるのかであるとか、もう少し詳しい情報が入ってくると思

いますので。また情報共有をよろしくお願いします。

では、続いて、地域教育部長から報告をお願いします。

〇二宮清之地域教育部長

地域教育部から、今回「第 43 回吹田青少年さつき音楽祭」についてのみ報告させていただきます。

議案書 47 ページを御覧ください。

行事の様子もモニターで映しますので、そちらも御覧いただきながら報告をお聞きくだされればと思います。

「吹田青少年さつき音楽祭」は、青少年の健全育成を積極的に推進することを目的に、市内中学生・高校生などを対象として、吹田市青少年指導員会の共催により実施しており、学校や地域で活動しているグループに発表の機会を提供し、グループ間や参加者同士が交流し、親睦を深めることができる場を作ることを目指しているものでございます。

令和５年度までは、６月の同じような時期に「吹田青少年野外コンサート」として、千里南公園の野外ステージで開催しておりましたが、熱中症のリスクや梅雨の時期による雨天の中止など、貴重な発表の機会を逸することを回避するため、令和６年度以降はメイシアター大ホールで開催しております。

本年度は、６月７日の日曜日に開催し、市立中学校や高校などから、直近 10 年間で最も多い 22 団体が出演しました。22 団体の詳細については、議案書 49 ページにお示ししておりますので、御参照ください。

あいにくの雨天での開催となりましたが、青少年指導員の全面的な協力により、メイシアター駐車場から参加校などの楽器の搬出入もスムーズに行うことができ、会場もメイシアターであることから、天候や気温に左右されることなく、快適な環境の下で参加者は演奏することができました。

また、観覧者については、学校長やクラブの顧問、保護者などが、子供たちの日頃の練習の成果発表を応援するために、次々と駆けつけ、参加団体同士の応援もあり、会場は大変なにぎわいとなり、本年度は、昨年度の約 3,000 人を上回る約 4,000 人の観覧者数となり、盛大に開催することができました。

そのほかの報告事項としまして、中学校の部活動の外部委託として、昨年度から吹奏楽部が対象となり導入されていますが、その対象となった第三中学校・第五中学校・西山田中学校全てが、昨年度に引き続き本年度も参加され、立派な演奏を披露されていました。

地域教育部からの報告は、以上となります。

〇大江慶博教育長

何か御質問ございますか。

よろしいですか。

では、教育長報告「各部からの報告事項について」を終わります。

ここからは、既に秘密会と決しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は御退室をお願いいたします。

職員入替えのため、暫時休憩します。

－　傍聴者　退室　－

－　秘密会　－

〇大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

では、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、７月定例教育委員会会議を閉会いたします。